

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月27日（金） 16時45分ごろ
発生場所	福井県高浜町高浜湾北部 高浜町所在の押廻埼灯台から真方位087° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 33.3′ 東経135° 33.2′）
事故調査の経過	平成22年9月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 啓福丸、7.9トン 251-20251 福井、個人所有 16.20m×3.34m×1.01m、FRP ディーゼル機関、423kW、平成18年3月 B 遊漁船 富丸、5トン未満 251-13227 福井、個人所有 11.99m (Lr) × 3.05m × 1.00m、FRP ガソリン機関、382.50kW、昭和63年9月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月24日 免許証交付日 平成21年11月9日 （平成27年4月23日まで有効） B 船長B 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年6月23日 免許証交付日 平成19年10月16日 （平成25年6月22日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船橋右舷側の凹損 B 船首甲板上の錨台の剥離
事故の経過	A船は、船長Aほか釣り客4人が乗船し、平成22年8月27日08時30分ごろ、高浜湾北部の人工漁礁付近の水深約52～53mの釣り場に 着いて船首から重さ約50kgの錨を入れ、錨索約80～100mを出して 錨泊したのち、釣りを始めた。

	<p>船長Aは、A船の東～南方約1Mに釣り船1隻が錨泊しており、その錨泊船の付近でB船が移動しながら釣りをを行っているのを認めたが、その他には、A船の周辺に釣り船などを見掛けなかった。</p> <p>船長Aは、A船が船首を北東～東北東方に向けて錨泊中、操舵室の椅子に腰を掛けていたとき、衝突の約5～10分前の16時35～40分ごろ、A船に向けて接近するB船を視認した。</p> <p>船長Aは、B船が潮流のことや釣りの様子などを聞くためにA船に接近していると思ったので、A船の動静を見守りながら錨泊を続けていたところ、衝突直前になっても減速しないので衝突の危険を感じ、釣り客に大声を出して危険を知らせたが、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか釣り客10人が乗船し、高浜湾北部の釣り場において漂泊してルアー釣りを行ったが、釣り場に向かう途中で錨泊中の釣り船2隻を視認した。</p> <p>船長Bは、釣り場を3回移動したのち、衝突の約3分前の16時42分ごろ、北西方500m付近の釣り場に移動しようとして発進し、操舵室で椅子に腰を掛けて手動操舵を行い、左舷側にある魚群探知機を見ながら約4ノットの速力で北西進した。</p> <p>船長Bは、魚群探知機を見ていたので、船首方で錨泊中のA船に気付かず航行し、釣り客の大声で船首方を見たとき、至近にA船を視認して全速力後進にかけたが、16時45分ごろ、押廻埼灯台から真方位087°2.6M付近でA船と衝突した。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、乗船者5人のうち、釣り客2人だけが救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船には、レーダー（6Mレンジ）、GPSプロッター及び魚群探知機が装備されており、事故当時は全て作動中であった。</p> <p>B船は、乗船者11人全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船には、レーダー（0.75Mレンジ）、GPSプロッター及び魚群探知機が装備されており、事故当時は全て作動中であった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1473 813 1512">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1473 1457 1512">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1512 813 1550">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1512 1457 1550">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1550 813 1588">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1550 1457 1588">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1588 813 2038">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1588 1457 2038"> <p>A船は、高浜町沖において錨泊中、船長Aが、A船に向けて接近するB船を視認した際、B船が潮の流れや釣りの状況を聞くためにA船に接近してくるものと思い込んだことから、錨泊を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高浜町沖において釣り場を移動するため北西進中、船長Bが、魚群探知機を見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、錨泊中のA船に気付かず、A船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、高浜町沖において錨泊中、船長Aが、A船に向けて接近するB船を視認した際、B船が潮の流れや釣りの状況を聞くためにA船に接近してくるものと思い込んだことから、錨泊を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高浜町沖において釣り場を移動するため北西進中、船長Bが、魚群探知機を見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、錨泊中のA船に気付かず、A船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、高浜町沖において錨泊中、船長Aが、A船に向けて接近するB船を視認した際、B船が潮の流れや釣りの状況を聞くためにA船に接近してくるものと思い込んだことから、錨泊を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高浜町沖において釣り場を移動するため北西進中、船長Bが、魚群探知機を見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、錨泊中のA船に気付かず、A船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>								

原因	本事故は、高浜町沖において、A船が錨泊中、B船が北西進中、B船が見張りを行っていなかったため、A船に気付かずにA船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--